

## 令和5年白老町議会議案説明会会議録

令和5年9月1日（金曜日）

開 会 午前10時02分

閉 会 午前10時40分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会第1回定例会9月会議議案説明

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会第1回定例会9月会議議案説明

---

### ○出席議員（13名）

1番 久保一美君	2番 吉谷一孝君
3番 貳又聖規君	4番 佐藤雄大君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
10番 小西秀延君	11番 及川保君
12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
14番 松田謙吾君	

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	増田宏仁君
政策推進課長	富川英孝君
町民課長	久保雅計君
健康福祉課長	渡邊博子君
子育て支援課長	齋藤大輔君
高齢者介護課長	山本康正君
産業経済課長	工藤智寿君
農林水産課長	菊池拓二君
建設課長	瀬賀重史君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消防長	後藤悟君

消 防 課 長	加 藤 肇 君
予 防 課 長	本 間 等 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小山内 恵 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより令和5年第1回定例会9月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時02分）

---

○議長（松田謙吾君） 定例会9月会議に町長から提案のあった議案は、補正予算1件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、組合規約の変更1件、財産の取得1件、認定4件、報告6件、合わせて16件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）の議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議案第1号の説明に入ります前に、令和5年度白老町一般会計補正予算の補正番号について説明をさせていただきます。

議案第1号につきましては、本来であれば補正番号は第6号となるものでありますが、開会前に総務課長から説明がありましたように、8月30日に発生しました大雨に関わる災害対策経費についての専決処分を8月30日に遡って行わなければならない状況であります。日付の関係からその専決処分の補正予算を第6号とする必要があることから、今回の補正予算につきましては一般会計補正予算第7号として説明をさせていただきます。

なお、災害に係る経費につきましては、額が確定次第、議会にて報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 令和5年白老町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

議1-1をお開きください。令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）は歳入歳出それぞれ3億1,896万3,000円を追加し、総額を123億2,341万3,000円とするものであります。

3ページをお開きください。3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページ、「第2表 地方債補正」につきましては記載のとおりでございます、内容につきましては、歳入のところで説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきますので12ページ、13ページをお開きください。2款総務費、1項9目企画調整費、（1）生活交通確保維持推進事業37万5,000円の増額補正であります。負担金は苫小牧市内を運行する路線バスについて、12月から運賃改定が予定されており、子育て世代の経済的負担増が見込まれることから、激変緩和措置として東胆振1市4町が連携して、高等学校及び高等専門学校への通学定期券に対して、今後3年間に限り値上げ分の半額相当を助成するもので、該当する白老町民分の補助に要する経費を苫小牧市に対する負担金として計上するものであります。財源は一般財源であります。

4項3目町長及び町議会議員選挙費、(1)町議会議員選挙経費13万2,000円の増額補正であります。委託料は10月末に実施予定の町議会議員選挙において、試験的に実施する投票率の向上を目的とした選挙当日における各投票所への無料送迎車両の運行に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)地域福祉推進事業経費3万2,000円の増額補正であります。報酬及び旅費は民生委員が1名欠員となったため、新たに民生委員を任命する必要が生じたことから、民生委員推薦会の開催に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)介護サービス提供基盤等整備事業308万3,000円の増額補正であります。補正予算第3号で計上したグループホーム等の施設整備を行う事業者に対し、北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を町経由で交付する本事業について、建設コスト高騰等を踏まえた補助単価の改正が行われ、北海道から交付金の増額内示があったことから、増額分を計上するもので、財源は全額、道補助金の社会福祉施設整備補助金を充当いたします。15ページをお開きください。(3)新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業40万円の新規計上であります。令和4年2月から給付を開始した「新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付金」について、令和5年に実施された会計検査において、給付要件を満たしていない4名分を返還するよう指示があったことから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。給付対象者に当該金額の返還を求めるものとし、諸収入の過年度支出返戻金を同額計上しております。

1項3目身体障害者福祉費、(1)地域生活支援事業経費81万9,000円の増額補正であります。扶助費は日常生活用具等給付について、申請者の増により給付額が予算を上回る見込みであることから、不足見込み分を計上するもので、財源は、国庫支出金の地域生活支援事業補助金25万3,000円、道支出金の地域生活支援事業補助金15万5,000円、一般財源41万1,000円を充当します。

2項1目児童福祉総務費、(1)伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付事業265万円の増額補正であります。妊娠期から出産・子育てまでの伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体的に行う本事業につきましては、当初予算において、4年度の国の第2次補正予算に対応した額として4月から9月分の必要経費を計上しておりましたが、本補正予算により10月以降の必要経費として出産応援給付金30名分、子育て応援給付金23名分を計上するもので、財源は国庫支出金の出産・子育て応援交付金176万6,000円、道支出金の出産・子育て応援交付金44万1,000円、一般財源44万3,000円を充当いたします。

6款農林水産業費、2項1目林業振興費、(1)私有林対策事業111万円の増額補正であります。本事業につきましては、私有林における森林の機能向上と林業の振興を図るため、人工林の適切な間伐等を行うものであります。このたび北海道から追加の交付決定がされたことから、追加交付決定分の面積4.24ヘクタールに対する補助金を計上するもので、財源は道支出金の豊かな森づくり推進事業補助金68万3,000円、一般財源42万7,000円を充当いたします。

16ページをお開きください。7款商工費、1項2目企業誘致費、(1)企業誘致対策事務経

費 30 万 1,000 円の増額補正であります。旅費はコロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、様々な制限が解除され、企業誘致に関する動きが活発化したことにより予算を上回る見込みであることから、不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 1 目観光対策費、(1) 観光振興人材養成事業（地域おこし協力隊事業）200 万円の増額補正であります。補助金は地域おこし協力隊隊員 2 名から年度内での起業等支援補助金の利用意向が示されたことから、2 名分の補助金を計上するもので、財源は一般財源であります。

9 款消防費、1 項 1 日常備消防費、(1) 常備消防施設維持管理経費 26 万 1,000 円の増額補正であります。修繕料は消防庁舎に設置されている分電盤について、結露の影響により一部回線でショートが発生している状況であることから、分電盤の修繕及び結露防止措置に要する経費として 12 万 9,000 円、消防車両を格納する車庫のシャッター部分について、部品の破損により開閉不能な状況であることから、修繕に要する経費 13 万 2,000 円の計 26 万 1,000 円を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 消防救急デジタル無線設備緊急修繕事業 171 万 6,000 円は新規計上であります。白老コミュニティセンターに設置している消防救急デジタル無線基地局について、無線交信やサイレン吹鳴を制御する無線基地局のルーターが経年劣化により故障し、消防・救急業務に支障が生じていることから、安定的な消防・救急業務の体制確保のため、無線基地局のルーター修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

18 ページをお開きください。10 款教育費、3 項 1 目学校管理費、(1) 中学校施設整備事業 803 万円は新規計上であります。白翔中学校複合防災盤取替工事 411 万 4,000 円は、定期点検において、災害発生時に非常放送や防火扉の開閉等を行う複合防災盤についての不具合が指摘されたことから、施設の安全性確保のため複合防災盤の取替えを実施するもので、財源は国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金が 350 万円、一般財源が 61 万 4,000 円であります。白老中学校給水管改修工事 391 万 6,000 円は体育館及び職員室の水道配管について、配管内のサビが原因と思われる濁り等が確認されたことから衛生的な教育環境の確保のため、老朽化した給水管の改修を実施するもので、財源は一般財源であります。

4 項 2 目公民館費、(1) 高圧受電設備改修事業 672 万 1,000 円の減額補正であります。事業実施にあたっての再積算による不用額を減額するもので、財源は国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金が 600 万円の減、一般財源が 72 万 1,000 円の減となります。

4 項 4 目文化財保護費、(1) 史跡白老仙台藩陣屋跡第 2 次環境整備事業 27 万 7,000 円の増額補正であります。本事業におきましては、陣屋跡の発掘調査が進められているところですが、文化庁調査官の現地指導において、調査範囲を拡大しより正確な記録を求められたことから、追加の作業に要する経費を計上するもので、財源は繰入金ふるさと GENKI 応援寄附基金繰入金を充当いたします。

14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金 3 億 449 万 8,000 円の増額補正であります。財政調整基金積立金は令和 4 年度決算剰余金の処分、決算剰余金 3 億 3,645 万円の 2 分の 1 を下回らない額として 1 億 7,000 万円を積み立てるものであります。公共施設等

整備基金積立金は後ほど歳入で説明いたしますが、普通交付税の交付額が予算を1億8,622万1,000円上回ったことから、今後の財政運営に必要な見込額を留保した上で、このうち1億円を積み立てるものであります。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金3,439万8,000円は、4月から7月までの4か月分の指定寄附金6,878万1,000円のうち、おおむね2分の1を積み立てるものであります。21ページになりますが、産業振興基金積立金10万円は、白老マリンクラブ様からの指定寄附分を積立てするものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。12款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税1億8,622万1,000円の増額補正であります。7月の普通交付税算定において普通交付税額が決定いたしました。決定額は35億5,622万1,000円、当初予算対比で1億8,622万1,000円の増となったことからこれを増額補正するものであります。当初予算の積算額との比較では、基準財政収入額が交付税検査によって判明した過年度分を修正する錯誤措置額により約1,000万円の減となったことに加え、基準財政需要額が公債費の増及び光熱費高騰に対応した包括算定経費の増などで約1億7,600万円の増となったことによるものであります。一方、臨時財政対策債は当初予算比較で739万6,000円減の3,660万4,000円となったことから、減額補正するものであります。なお、臨時財政対策債発行可能額をあわせた実質的な交付税は、対前年比で約90万円の減となっております。光熱費高騰に対応した包括算定経費の増などに加え、国の骨太の方針に掲げられた地方の一般財源実質同水準ルールにのっとり交付税算定が行われたことによるものと捉えております。

10ページ、11ページをお開きください。21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金1億108万2,000円の増額であります。歳出総額に対する歳入不足分として計上するもので、これにより繰越金の留保額は1億7,056万6,000円となります。

23款町債、5目臨時財政対策債につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、普通交付税算定結果に基づき減額補正するものであります。

議案第1号の説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について説明いたします。

最初に議案説明でございます。議2-2をお開きください。白老町立国民健康保険病院にお

いて、条例に基づかない手当の支給及び給与支払い、不適切な会計処理などが明らかになり、町民の皆様には不快な思いやご心配、ご迷惑をおかけし、町民の信頼を損なうことの責任を重く受け止め、令和5年10月1日から11月30日までの2か月間における担当副町長の給料を10%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。

議2-1にお戻りください。附則でございます。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

この条例の失効でございます。この条例は、令和5年11月30日に限り、その効力を失う。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案説明でございます。議3-2をお開きください。令和5年6月14日付け空き家等対策の推進に関する特例措置法の一部を改正する法律により、国の責務に関する規定が追加されたことから、引用している規定の条ずれに対応するため本条例の一部を改正するものでございます。

議3-3をお開きください。新旧対照表でございます。別表1、白老町空家等対策協議会の項、所掌事務ですが、改正前の法第6条第1項を法第7条第1項に改正するものでございます。

議3-1にお戻りください。附則でございます。

この条例は、令和5年12月14日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間予防課長。

○予防課長（本間 等君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月1日提出。白老町長。

以下、条文については朗読を省略させていただきます。

議4-3をお開きください。附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第2項から4項の経過措置につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略いたします。

議4-4をお開きください。議案説明でございます。白老町火災予防条例の一部改正について、令和5年5月31日付で消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規制対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分するほか、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとし、火災予防上の必要な措置の見直しを行うことから本条例の一部を改正するものであります。

次に、議4-5から議4-7までの新旧対照表につきましては記載のとおりでございますので説明を省略し、次ページの別添資料にて説明いたします。資料の次ページをお開きください。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の主な改正内容を説明いたします。（1）蓄電池設備の規制対象の見直し（新条例第13条第1項関係）であります。蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさで、蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改められたものであります。次に、（2）転倒等防止措置（新条例第13条第1項関係）であります。改正前の本規定は酸性またはアルカリ性の電解液を用いた開放型の蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定したものでありましたが、今般、酸性またはアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒等防止措置として適正化を図ったものであります。次に、（3）屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離（新条例第13条第1項関係）であります。屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の条件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該措置に、新たに、延焼防止措置が講じられたものを追加したものであります。次に、（4）換気、点検及び整備に支障のない距離（新条例第13条第1項関係）であります。基本的な安全対策を目的とした規定であり、これまで「キューピクル方式」に限定していた方式を、共通的に求められる措置として適正化を図ったものであります。次に、（5）消防長（消防署長）への届出（新条例第51条関係）であります。相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないことと要件が変更になったものであります。次に、（6）個体燃料を用いた火気設備の離隔距離（新条例別表第3厨房設備）であります。新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものであります。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1をお開ください。議案第5号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について説明いたします。

次のページ、議案説明をお開ください。後志広域連合が新たに当組合に加入することに伴い、本規約別表（2）を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

戻りまして、附則でございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議6-1を御覧ください。議案第6号 財産の取得について説明いたします。今回取得を予定している財産につきましては、役場職員用ノートパソコン50台及びモノクロレーザープリンター5台となります。取得予定金額は1,342万円、取得の方法は北海道備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡となりまして、契約の相手方は北海道市町村備荒資金組合となります。

次のページ、議6-2議案説明につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、入札の経過について説明いたします。去る8月1に、有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のKANAMARUの3者に指名通知を行い、8月24日に入札を行った結果、落札者は事務器のKANAMARUに決定しております。本議案の議決をいただいた後、落札者と北海道市町村備荒資金組合が売買契約を締結した上で、北海道市町村備荒資金

組合から本町へ財産の譲渡が行われる流れとなります。最後に、落札率でございますが、予定価格 1,361 万 5,030 円に対し、落札額が 1,342 万円でございますので、落札率は 98.5%となっております。

説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 6 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 6 号の議案説明を終わります。

日程第 7、認定第 1 号 令和 4 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 令和 4 年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第 3 号 令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第 4 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第 1 号 令和 4 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第 2 号 令和 4 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第 3 号 令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第 4 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、この 8 議案は、決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても、議案の提出のみで特に議案説明されるものではありません。よって、本日の議案説明会においては、議案説明は省略するものいたしますのでご承知願います。

なお、各会計決算の概要が作成されておりますので、ここで令和 4 年度各会計決算の概要の資料について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、お手元にあります A 4 横判の資料になります。令和 4 年度各会計決算の概要と表紙に書かれている資料を御覧ください。まず 1 ページ、2 ページにつきましては、令和 4 年度と前年度の比較でございます。一般会計及び特別会計の歳入歳出差し引き額と、実質収支等の数値を記載してございます。一般会計の実質収支につきましては、前年度より 2,751 万 3,000 円増の 3 億 3,645 万円となっております。

続きまして、3 ページをお開きください。企業会計の総括表になります。企業会計の収支について前年度と比較した表になってございます。この中で病院会計につきましては累積欠損金が前年度より 5,528 万 4,000 円減の 9 億 8,534 万 1,000 円となっている状況でございます。

続きまして、4 ページをお開きください。町税の状況でございます。町税の総額につきましては、前年度より 7,879 万 7,000 円増の 25 億 6,063 万 1,000 円の決算額となっております。

続きまして、5 ページをお開きください。健全化判断比率の速報値の表になってございます。こちら過去 5 年間の状況と合わせて表を作成しております。令和 4 年度の健全化判断比率、実質公債費比率は前年度比 0.6 ポイント減の 11.5%、将来負担比率は前年度比 10.7 ポイント減の 10.7%でございます。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率についてはいずれも発生していない状況でございます。

最後に、6ページのグラフでございます。上段のグラフにつきましては一般会計の起債残高の推移となっております。令和4年度の起債残高は約87億8,400万円、前年度比で約2億3,000万円の減となっております。基金残高につきましては、合計で31億4,200万円、前年度比で約4億7,300万円の増となっている状況でございます。

資料の説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 資料の説明が終わりました。

これより各会計決算の概要の資料に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって各会計決算の概要の資料説明を終わります。

日程第8、報告第5号 令和4年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報告第5号になります。報5-1をお開きください。令和4年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。令和4年度決算の結果、記載のとおり実質赤字比率については発生しておりません。連結実質赤字比率につきましても発生しておりません。実質公債費比率につきましては11.5%、先ほども説明いたしました、前年度比で0.67ポイントの減となっております。将来負担比率につきましては10.7%、前年度比で10.7ポイントの減となっております。

説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終わります。

日程第9、報告第6号 令和4年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報告第6号でございます。令和4年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。令和4年度白老町公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、下水道事業会計、港湾機能施設整備事業特別会計、いずれにおきましても資金不足比率は発生していない状況でございます。

説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号の議案説明を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前10時40分）